

事業者向け

原油価格・物価高騰対応給付金を始めます！

お知らせです！



御代田町では、原油価格・物価高騰の影響により、経済的に影響を受けている町内の事業者(裏面に記載の対象業種)の経営支援を目的として給付金を支給します。

対象事業者

令和7年4月1日時点で、**町内に事業所を有し、裏面に記載の要件を全て満たす事業者**

給付金額

令和6年分の年間事業収入額が

100万円以上500万円未満 : 10万円
500万円以上1,000万円未満 : 20万円
1,000万円以上 : 30万円

支給方法

事業所の口座へ振り込み

申請期間

令和7年4月1日(火)から6月30日(月)まで

申請方法

期限までに御代田町産業経済課商工観光係へ申請
(申請書に記載の上、添付書類と併せて窓口へ持参)

申請書様式のお求め方法

- ・御代田町ホームページ上から 申請書様式をダウンロードしてください。
(ダウンロードの有効期限は3月25日から6月30日までです)
- ・役場2階産業経済課12番窓口で配布いたします。

問い合わせ先
申請受付

御代田町 産業経済課 商工観光係
TEL:0267-32-3113(課直通)
〒389-0292 北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6



「事業者向け原油価格・物価高騰対応給付金」
対象の事業者と申請書類のご案内

対象となる事業者（要件）

- ①日本標準産業分類において「運輸業、郵便業」・「宿泊業、飲食サービス業」のいずれかに該当する事業者
- ②令和6年分の年間事業収入額が100万円以上であり、事業収入を申告している事業者
- ③営業に必要な各種許認可を得ている事業者

申請必要書類

申請者全て

- ・事業者向け原油価格・物価高騰対応給付金支給申請書 兼 口座振込依頼書（様式第1号）
- ・令和7年1月期から3月期の売上等がわかる書類
- ・令和6年分の事業収入額が100万円以上であることがわかる書類
- ・店舗名等が入った事業所の外景・内景の写真並びに町内での事業活動がわかる書類
- ・振込先口座と口座名義のわかる通帳の見開きページの写し

法人事業者

- ・直近の法人税の確定申告書（一式）の写し

個人事業者

- ・令和6年分確定申告書の写し（一式） または 住民税申告書の写しおよび収支内訳書等内訳のわかる資料
- ・本人確認資料（マイナンバーカード、運転免許証等の写し等）

※令和5年度事業者向け原油価格・物価高騰対応給付金を受けたかたは、書類の省略ができます。詳細については、申請書裏面をご覧ください。

※このほかにも、書類が必要となる場合があります。